

日本向け輸出調査報告書

2005年12月15日、品質管理責任者であるエルヴィラ・クーニャはゴールデン社のための子牛枝肉を得るためのとさつのみEV認定、そしてアトランティック社の子牛肉製品の解体及び流通に関するEV認定を取得することについてAMSに正式に要請した。この行程には両社に関する日本向け特定牛肉製品用のUSDA EVプログラムに合致していることを示すQSA品質マニュアルの送付も含まれた。両社は以前に2003年9月22日に申請（LS-313）を提示していた。当時、アトランティック社は子牛肉製品をカナダに輸出する計画を立てていた。AMSは以前のアトランティック社及びゴールデン社のQSAマニュアルに関して審査を開始したが、FSISが子牛肉限定施設はEVプログラムを必要としないと決定したという通知と同時に審査を中止した。以後AMSは、2005年12月8日に日本がAMSに対して子牛肉施設を含め全ての牛肉施設が日本向け輸出のためにはEVプログラムが必要であることを伝えるまで、アトランティック社及びゴールデン社のサービス又はマニュアル審査に関して新たな行動を起こさなかった。アトランティック社及びゴールデン社が日本向け輸出証明を申請したのはその当時のことである。証拠文書1, 2, 3

クーニャ女史はAMSのダイナ・スタールに対し、AMSに対応を要請する書簡を送りゴールデン社及びアトランティック社の手続きがEVプログラムの条件に合致しているといったことを説明する文書を審査するよう要請した。クーニャ女史はEVプログラムの認定を取得するためにAMSによる現地監査も要請した。証拠文書3

品質システム証明プログラム（QSVP）は特別な製造工程又はマーケティング上の要求が明確に定義されていることに関する独立の検証を保存するために計画されたもので、独立した第三者によって検証可能なものである。企業が申請を送付することでこの手法は開始される。次に企業はQSVP品質マニュアルの形式で説明書を送付する。全てのプログラム条件が合致していることを確認するために、AMS監査官は書類審査、即ち企業のQSVP品質マニュアルの審査を実行する。更に品質基準条件遵守及び規制条件遵守を検証するため、AMS監査官によって現地監査が施設において行われる。AMS QSVP管理者は監査結果に基づき認定に関する最終的決定を行う。この手続きはアトランティック社及びゴールデン社によって提出された日本向け特定牛肉製品に関するUSDA EVプログラムに関して行われた。

日本向け輸出調査報告書

2005年12月19日の週に、AMS QSVP 管理者ダイナ・スタールはアトランティック社及びゴールデン社の会長であるフィリップ・ピアレス及び両社の品質管理責任者であるエルビラ・クーニャと日本向け牛肉製品に関する USDA EV プログラムについて電話で話したことを述べた。彼女によれば、日本向け EV プログラムに準拠するには全ての月齢の牛からせき柱が除去されなければならないという条件について彼らとはっきりと話し合った。AMS プログラム管理者スタールはゴールデン社及びアトランティック社が内臓を輸出しようとしていた場合、どの内臓がどの枝肉に由来するか識別するための管理体制が必要になると述べた。ゴールデン社及びアトランティック社は当該体制を整備しておらず、いずれの施設でもそのような体制がしかれて無いために日本向け輸出に適さなかった。証拠文書 2 及び 5

2006年1月4日、AMS ダレル・ウィルソン監査官はゴールデン社及びアトランティック社の QSA プログラムマニュアルが USDA AMS の日本向け EV プログラム条件に合致するか確認のために書類審査を行った。監査官ウィルソンは両社が QSA プログラム条件及び EV プログラム条件である現地監査を実施するのに十分な文書を提出していたと述べた。証拠文書 2, 6, 7

2006年1月6日、AMS はゴールデン社及びアトランティック社双方の施設で準拠及び遵守に関する現地監査を行った。証拠文書 8

ゴールデン社の監査中、14頭の子牛がとさつされていた。AMS ウィルソン監査官が現場に到着したときには、子牛たちは既に枝肉として吊るされていた。これら14頭の子牛は、ゴールデン社の QSA プログラム取得のために AMS 監査官へのデモンストレーションとして認定前にとさつされていたものであるため、EV 認定マークを貼付するには不適合であった。AMS ウィルソン監査官は日本が要請した通りにせき髓が除去されているのを確認した。この監査の間、ウィルソン監査官はゴールデン社の工場長であるジェームズ・フィッシャー氏や品質管理責任者のクーニャ女史とせき柱除去の必要性についても話し合った。フィッシャー氏によればゴールデン社ではせき柱は除去していないが、日本からの要請通りアトランティック社での解体作業中に除去されることになるとのことだった。

日本向け輸出調査報告書

また、この時 AMS ウィルソン監査官はフィッシャー氏に内臓の出荷についても質問した。フィッシャー氏は AMS ウィルソン監査官に対して、ゴールデン社は 20 ヶ月齢以下と認定された牛由来の内臓を、未認定の牛由来の内臓から区別するための QMS 手続きを実施していないため、日本へ内臓を出荷する計画は無いと述べた。AMS の QSA プログラムの下で、各業者は全生産過程を通じて、適切な方法によって製品を識別（原料及び/又は完成製品）し、識別された全製品の記録並びにそれらの加工履歴に関する記録を維持するために文書化された手続きを必要とされる。証拠文書 7 及び 9

AMS デイヴィッド・ヒルドレス監査官はアトランティック社の監査中に子牛の枝肉又は部分肉に関して解体のデモンストレーションは行われなかったと述べている。しかし、ヒルドレス監査官はアトランティック社の職員と解体中にせき柱及びその他の部位の除去の必要性に関して話し合ったと述べた。アトランティック社の工場長であるエディー・クルーズもこの話し合いに加わっていた。更に、解体室での監査中、クルーズ氏は「日本向け EV」とマークされた製品の解体中にせき柱を除いて廃棄するとき用いる黄色いコンテナを見せたとヒルドレス氏は述べた。AMS ヒルドレス監査官の手書きによるせき柱除去の必要性の記述については監査報告書にも「解体中せき柱を除去すべきこと」と記録されている。AMS ジェームズ・リヴァ監査室長は ARS 監査手続きでは SRM 除去を実際に確認することは必要ではないと述べた。リヴァ室長によれば、実際に SRM（例えばせき柱）の除去を観察することが必要か否か決定するのは監査官の職業上の判断である。監査官は聞き取り、従業員の研修の度合い、記録及び文書化された手続きの検討によって、実際に SRM 除去を観察しなくとも QSA プログラムの EV プログラム条件への準拠を決定できるとリヴァ室長は述べた。証拠文書 11 及び 36

AMS ARC 室長ジェームズ・リヴァ氏は 2006 年 1 月 6 日、アトランティック社及びゴールデン社が双方とも各々日本への子牛部分肉の輸出に関する唯一の輸出業者及び供給業者として各々認定を受けたと述べた。リヴァ氏は、アトランティック社は日本向け輸出のためゴールデン社からアトランティック社へ出荷される子牛の内臓に関して、EV プログラム条件と合致するための認定書をゴールデン社から取得しなければならなかったとも述べた。リヴァ室長によれば、アトランティック社は製品が認定供給業者から出荷

日本向け輸出調査報告書

されない限り、子牛の内臓を日本へ輸出する許可を得ることはなかった。リヴァ室長は、アトランティック社が日本向けに内臓を出荷する許可が出なかったのは日本向けに輸出する適格性のある子牛内臓の供給元が無かったのが原因であるとの意見を述べた。更にリヴァ室長は、ゴールデン社は内臓製品の個体識別とトレーサビリティを保証するためのシステムを整備しておらず、これがゴールデン社が EV プログラム条件に準拠した子牛内臓製品を生産できなかった理由であると述べた。リヴァ室長は、アトランティック社の認定済み QSA には、同社が日本向けに子牛内臓を輸出できる適切な個体情報及びトレーサビリティ手続きが含まれているが、それは同社が日本向け輸出に関する EV プログラム条件に合致する子牛内臓を供給された場合にのみ有効であるとの意見を述べた。証拠文書 27 及び 36

AMS の監査後、アトランティック社及びゴールデン社の双方は、AMS プログラム管理者であるダイナ・スタールから両施設の適格性と 2006 年 1 月 6 日時点での AMS 認定ウェブサイトへの掲載について口頭で通知を受けた。

日本からの注文に応じた問題の出荷物に関する特徴

2006 年 1 月 10 日、ゴールデン社は 202 頭の子牛をとさつした。これらのうち、EV 認定済み 21 頭は別に分けられ、せき髄が除去され、その枝肉は分別されて冷蔵庫内に入れられて、次の日に AMS 食肉評価証明 (MGC) 部のレーン・ビドル氏によって EV 許可のために月齢判別されることとされた。

2006 年 1 月 11 日、ゴールデン社において AMS MGC のビドル氏は、月齢判別決定に関する EV プログラム指定の製品条件を充足するため、昨日のとさつされた枝肉から分別された 21 頭の枝肉に関する月齢判別 (生理学的成熟度) を行うことを決定し、各枝肉に関して評価を行った。A40 以下の評価を受ければ、その子牛枝肉は日本向け輸出の資格が与えられる。本件においては、彼は各子牛枝肉を A00 と評価し、全ての子牛が 6 ヶ月齢以下と識別した。証拠文書 12 及び 13

AMS MGC ビドル氏はゴールデン社の従業員が 21 頭の枝肉にゴールデン社の品質マニユ

日本向け輸出調査報告書

アルに指定してあるように「J」とスタンプしているのを確認した。「J」のマーキングはその枝肉が格付官によって認可され、日本向けであることを意味している。ゴールデン社のプログラムの下では、この「J」スタンプは各EV認定枝肉の四分体部にマークされ、加工、包装、保管、出荷を通じて製品に残存する必要がある。このマークが捺印された後、ビドル氏は「J」スタンプの上に「指定通りに認定」というスタンプを重ねて捺印した。両方のスタンプにより、枝肉が20ヶ月齢以下であると認定され、日本向けの輸出に関してEV適格性を有することが認められたという意味である。

生理学的成熟度によって認証された21頭の子牛からはとさつ時に内臓製品は分別や特定はなされなかったし、そのような手続きはゴールデン社の認定済みQSAプログラムにも含まれていなかった。AMS QSAプログラムの下で、ゴールデン社が認証済みの枝肉から内臓を輸出しようとした場合、全生産過程を通じて、適切な方法によって製品を識別（原料及び/又は完成製品）し、識別された全製品の記録並びにそれらの加工履歴に関する記録を保存するための文書化された手続きが必要とされる。

2006年2月2日、両施設の品質管理責任者であるエルヴィラ・クーニャ女史は、子牛の胸腺及び舌が2006年1月10日にゴールデン社でとさつされたEVプログラム認定済みの子牛と非EV認定子牛に由来するものであると述べた。クーニャ女史は、子牛の胸腺と舌は混合され、「製品は日本向けのEVプログラム条件に合致」という旨の出荷申告書を添えて積荷証券(BOL)G-5140とともにアトランティック社に出荷されたと述べた。クーニャ女史は、EVプログラム認定の子牛の胸腺及び舌を非EVプログラム認定の子牛の胸腺及び舌と混合したことは「ミス」であったと述べた。証拠文書 33

ゴールデン社の工場長のジェームズ・フィッシャー氏は2006年2月2日に、2006年1月10日にとさつされた21頭のEVプログラム認定枝肉の胸腺及び舌はやはり2006年1月10日にとさつされた他の202頭の子牛肉から取った胸腺及び舌に混合されたと述べた（注記：当日とさつされたのは合計で202頭の子牛で、21頭がEV認定され、181頭がEV認定されなかった）。フィッシャー氏は子牛の胸腺及び舌が「子牛の内臓」であると考へ、積荷証券には特記されなかったが、積荷証券G-5140に列挙された2つの内臓の容器に入っていたと述べた。ゴールデン社の管理アシスタント/監査人のリサ・ミース女史

日本向け輸出調査報告書

は2006年2月2日に、積荷証券 G-5140 に添付された出荷申告書に、非EV認定子牛胸腺及び舌とEVプログラム子牛胸腺及び舌が混合されて記載されているが、「何故かは分からない」と述べた。彼女はエルヴィラ・クーニャ女史から指示されていたため、出荷申告書と積荷証券は出荷品に添付したと述べた。証拠文書 31 及び 35

アトランティック社の支配人/工場長であるエリセオ（エディ）・クルーズ氏は2006年2月2日に、子牛の舌は2006年1月11日付けの積荷証券 G-5140 には特に記載されていなかったが、ゴールデン社からのトラックには積載されていたと述べた。クルーズ氏は、出荷申告書が「そう記載してあるので」積荷証券 G-5140 に記載された全ての製品がEVプログラム認定であったと理解していたと述べた。2006年2月2日にゴールデン社とアトランティック社の会長であるフィリップ・ピアレス氏は、2006年1月10日にとさつされたEV認定済みの子牛の胸腺及び舌は、同じ日にゴールデン社でとさつされた残りの202頭の子牛肉からの非EV認定子牛枝肉から取った内臓と混合されていると述べた。ピアレス氏はプログラム、出荷申告書と積荷証券を調べたところ、当時誤りがあったことがわかり、これからは改善したいとし、「J」認証のされた枝肉に由来するものについては内臓の箱/容器に「J」のマークを付けていけばよかったと述べた。ゴールデン社では生きた子牛のみ搬入され、これをとさつしている。全ての子牛肉製品はこの生きた子牛に由来している。証拠文書 32 及び 34

2006年1月11日、ゴールデン社は21体のEV認定済み子牛枝肉及びその他14の様々な子牛肉製品を番号が5140及び5141の2枚の積荷証券を用いてアトランティック社に出荷した。

積荷証券5140には以下が掲載されていた：

- 胸腺 11 箱 - 合計 477 ポンド
- 子牛枝肉 21 頭 - 合計 5,762 ポンド
- 後脚 23 箱 - 合計 3,135 ポンド
- フライ 2 箱 - 合計 44.4 ポンド
- 頬肉 2 箱 - 合計 21.1 ポンド
- 内臓 2 バレル - 合計 600 ポンド

日本向け輸出調査報告書

- 肝臓 2 バレル -合計 2,400 ポンド
- バラパック肝臓 88 箱 -合計 1,538.6 ポンド

積荷証券 5141 には以下が掲載されていた :

- 031 ラック/ロイン 130 箱 - 合計 3,263.5 ポンド
- 骨 1 バレル -合計 300 ポンド
- 脚 7 コンボ-合計 13,401.8 ポンド
- 246 チャック 25 箱 -合計 1,293.85 ポンド
- 212 チャック 1 コンボ -合計 1,827.8 ポンド
- クロップトップ 1 バレル-合計 400 ポンド
- 前すね肉 3 バレル-合計 1,275 ポンド

積荷証券 5140 及び 5141 に添付された出荷申告書には両積荷証券由来の全ての製品は日本向け EV プログラム条件に合致していたと記されていた。しかし、記録によれば出荷品は日本向け EV プログラムに合致していない子牛部分肉と内臓が含まれていた。ゴールデン社の管理アシスタント/監査人であるリサ・ミース女史は、EV プログラムに関して監査人の地位は心地よいものではなく、彼女の職務の一部は EV プログラムに関する出荷申告書にサインすることであると述べた（注記：監査人の地位は同社 QSA マニュアルに定義されている）。彼女は EV 又は BEV というプログラムが何を意味するか確かではなく、トレーサビリティという用語の定義も知らなかったと陳述した。ミース女史によれば、ゴールデン社からアトランティック社へ出荷される全ての製品には出荷申告書を伴う必要があることを理解していた。彼女は USDA MGC ビドル氏からの「抽象的」報告書を通じて製品が EV 条件に合致していたか検証したと述べた。証拠文書 14 及び 35

ゴールデン社の工場長であるフィッシャー氏は、AMS が日本向け出荷品としての適格性を認定していない幾つかの製品も含め、積荷証券 5140 及び 5141 の全ての製品に日本向けの出荷申告書が添付された理由について質問された。フィッシャー氏は AMS の格付け担当は EV 認定済み製品を含む各出荷品について出荷申告書を要求し、これが大きな問題になる可能性があることが分かっていたと述べた。

日本向け輸出調査報告書

AMS 職員のレーン・ビドル、ダレル・ウィルソン、ジェームズ・リヴァは、フィッシャー氏に対して、全ての製品が日本向けの EV プログラム条件に合致するか否か関係無く、EV 認定済み子牛枝肉を含む全出荷品の識別のために出荷申告書が必要であるとは話していないと述べた。証拠文書 7, 13, 15, 27

2006 年 1 月 12 日午前、ゴールデン社の施設で火災が発生し、深刻な損害が発生した。残りの全ての子牛枝肉及び内臓製品が失われた。しかし、施設の事務所部分には損害は無く、従って（施設及び FSIS の）全ての記録は安全であった。証拠文書 16

2006 年 1 月 12 日付けのアトランティック社の受領記録#3959 によれば、2006 年 1 月 11 日にゴールデン社から出荷された 21 頭の子牛及び様々な子牛の部分肉並びに内臓を受領したと記述されている。2006 年 1 月 12 日の日付けの EV プログラム受領記録には 21 頭の EV 認定子牛枝肉の受領のみ掲載されていた。2006 年 2 月 2 日にアトランティック社の出荷受領管理者であるウェズリー・マルティネス氏が述べたところによれば、アトランティック社は 2006 年 1 月 12 日にゴールデン社から「J」のマークがついた 21 頭の枝肉を入荷し、その他には「J」のマークが記載されていないため、これが EV プログラム受領記録に記入された唯一の製品であった。証拠文書 17, 18, 37

アトランティック社の 1 月 12 日と 13 日の日別 EV 生産記録には、解体・組み合わせされた様々な子牛製品が、未認定の子牛胸腺及び舌を含めて記載されていた。両方の EV 生産記録は日本向け EV 製品を表示するため「7」で始まるコードで各製品を識別していた。この記録は未認定の子牛胸腺及び舌を日本向け EV プログラム条件に合致すると識別していた。証拠文書 19 及び 20

更に、1 月 13 日付けの EV 生産記録では「子牛 7 リブブラック・ブレード入荷」（ホテルラック）1 箱及び「子牛ロイントリム 4x4」（トリムドロイン）2 箱が日本に本社を置く日本シイベル・ヘグナー株式会社から 2005 年 12 月 27 日に注文されたものとして記載されている。アトランティック社の QSA マニュアルの規定および EV プログラムではこれらの製品はせき柱部位を含むため日本向け輸出に適していないことになっていた。

日本向け輸出調査報告書

アトランティック社は、自社の QSA プログラムに準拠する製品は、[AMS ARC 室書式文書] ARC 1030J, セクション 5.1.1 に言及された日本向け QSA プログラム条件の特定の製品条件に合致する必要があると述べてあるため、この条件を知っていた。セクション 5.1.1 には製品がせき柱の衛生的除去を保証する方法で生産されるべきとの条件が掲載されている。証拠文書 3

2006 年 1 月 13 日、アトランティック社は連邦規則第 9 編セクション 322.2 に基づき、FSIS に輸出証明書 MPF-455142 の申請を行った。完成された申請書には、■■■■氏がフィリップ・ピアレス氏に 2005 年 12 月 27 日に注文したのと同じ製品が全て記載されていた。■■■■氏の注文書と実際の申請書並びに輸出証明書 (番号 MPF-455142) に記載された製品との間の違いは、合計 250 ポンドに及ぶ胸腺 25 箱であった。輸出証明書 MPF-455142 によれば、25 箱全部で 203.7 ポンドの重量であった。消費者安全検査担当職員 (CSI) オアー氏は輸出証明書 MPF-455141 の申請書を品質管理責任者のクーニャ女史に提供した。申請書はアトランティック社の輸出コーディネータのロバート・バクスボーム氏と CSI オアー氏によって署名されていた。輸出証明書 MPF-455141 は公衆衛生獣医務官 (PHV) ウィルス氏によって署名されていた。この証明書は合計で 48 箱、928.4 ポンドの製品に関するものであった。クーニャ女史は、後に幾つかの箱が除かれたため、当該証明書を無効にしてもらいたいと依頼した。MPF-455142 は FSIS 職員によって無効となった。証拠文書 21

以下は最初の注文である。

- ホテルラック (7 片) 1 箱 - 合計 60.15 ポンド
- ホテルラックチョップ 4 箱 - 準備済み (7 片) - 合計 105.1 ポンド
- 骨無しリブアイ 1 箱 - 合計 16.9 ポンド
- トリムドロイン骨無し (1x1) 1 箱 - 合計 17 ポンド
- トリムドロイン (4x4) 2 箱 - 合計 38.8 ポンド
- ストリップロイン 1 箱 - 合計 14.8 ポンド
- トップラウンド 1 箱 - 合計 19.5 ポンド
- 胸部骨無しフィンガーミート 6 箱 - 合計 299.3 ポンド
- プレート 2 箱 - 合計 54.85 ポンド

日本向け輸出調査報告書

- フルテンダー 1箱 - 合計 15.4 ポンド
- テンダーロイン1箱 - 合計 12.5 ポンド
- 胸腺 25箱 - 合計 203.7 ポンド
- タン (舌) 1箱 - 合計 10.4 ポンド
- 骨 1箱 - 合計 60 ポンド

引き続き 2006 年 1 月 13 日に 2 番目の申請書である輸出証明書 MPF-455143 がアトランティック社によって要求された。証明書はアトランティック社の輸出コーディネータのロバート・バクスボーム氏と、CSI オアー氏によって署名されていた。証明書の一式はアトランティック社によって完成されていた。MPF-455143 はチョードゥリー・M・サリーム博士によって署名された。クーニャ女史は後にこの証明書は重量に関して問題があり、第 3 の申請書を出すよう要請を行った。MPF-455142 と MPF-455143 の違いは 25 箱だった胸腺が 19 箱に変わったことだが、重量には変化が無かった。この証明書は合計で 928.4 ポンド/42 箱の製品に関するものであった。MPF-455143 はアトランティック社の要請で FSIS 職員が無効とした。証拠文書 22
これは改訂された 2 番目の注文書である。

- ホテルラック (7 片) 1 箱 - 合計 60.15 ポンド
- ホテルラックチョップ 4 箱 - 準備済み (7 片) - 合計 105.1 ポンド
- 骨無しリブアイ 1 箱 - 合計 16.9 ポンド
- トリムドロイン骨無し (1x1) 1 箱 - 合計 17 ポンド
- トリムドロイン (4x4) 2 箱 - 合計 38.8 ポンド
- ストリップロイン 1 箱 - 合計 14.8 ポンド
- トップラウンド 1 箱 - 合計 19.5 ポンド
- 胸部骨無しフィンガーミート 6 箱 - 合計 299.3 ポンド
- プレート 2 箱 - 合計 54.85 ポンド
- フルテンダー 1 箱 - 合計 15.4 ポンド

日本向け輸出調査報告書

- テンダーロイン 1 箱 - 合計 12.5 ポンド
- 胸腺 19 箱 - 合計 203.7 ポンド
- タン (舌) 1 箱 - 合計 10.4 ポンド
- 骨 1 箱 - 合計 60 ポンド

2006 年 1 月 18 日、アトランティック社は 3 番目の完全な輸出証明書 (MPF-455144) を要請した。CSI オアー氏によれば、2006 年 1 月 18 日の午前 9 時 30 分頃、Water Lillies Food 社にいた時にクーニャ女史が彼の個人用の携帯電話に電話をかけ、MPF-455133 に関する重量に問題が生じ、製品が空港に午後 3 時に着いている必要があるため、可及的速やかにアトランティック社に向かう必要がある旨伝えた。彼はクーニャ女史にできるだけ早く戻るが、PHV の署名が必要であると伝えた。クーニャ女史は CSI オアー氏にそれは自分に任せて欲しい、署名を貰ってくると伝えた。彼はアトランティック社に戻ると同時に、同社に FSIS 書式書類 9060-6 すなわち「輸出証明申請書」を提供し、同社の事務員が申請書のブロック 3 から 17 までを記載した。CSI オアー氏によれば、彼は箱を目視確認し、箱の数を数え、重量が正確であると判定し、申請書のブロック 18 から 20 までを完成させた。申請書は FSIS 書式書類 9060-5「食肉及び食鳥輸出衛生証明書」と FSIS 書式書類 9290-1「日本向け輸出証明書」が添付されていた。FSIS 書式書類 9060-5 と 9290-1 は施設の事務員によって完成された。CSI オアー氏によれば、午後 12 時 30 分から 1 時頃、アトランティック社 PHV ケイス・ウィルス氏の署名入りの輸出証明書一式 (食肉及び食鳥輸出衛生証明書、日本向け輸出証明書、レターヘッド付き日本向け牛肉及び内臓輸出証明書) をオアー氏に返したとのことである。 証拠書類 24

2006 年 1 月 18 日、PHV ケイス・ウィルス氏はアトランティック社から輸出証明書一式を受領し、管轄所 (Est. 20138, Bo-Bo Poultry Market, Brooklyn, New York) で審査し署名を行った。2 つの別の宣誓書において、ウィルス氏は同社で製品を見たことが無い旨を述べている。同氏によれば、検査が実施されたか確認するために CSI オアー氏の署名を探したという。更に彼は AMS が認定した EV 施設に関していかなる利害関係もな

日本向け輸出調査報告書

く、日本向け輸出製品に関してアトランティック社と話をしたことが無いと述べた。ウィルス氏は、現場レベルでは AMS と FSIS には何らの連絡も無いために、アトランティック社が認定済みの EV プログラムを有していたことも関知しなければ、この事案の前には EV が何であるのかも知らなかったと述べた。

証拠文書 25

CSI オアー氏が PHV ウィルス氏の署名入りの完成された輸出証明書一式を受け取ると、製品の幾つかについて無作為に現物検査を実施した。無作為現物検査が完了すると同時に CSI オアー氏は自ら各箱に輸出スタンプを捺印した。CSI オアー氏は製品が 20 ヶ月齢以下の子牛である旨の記録は受け取ってもいないし、見てもいない、AMS 認定の EV 施設に関して懸念があるとは思わなかったと述べた。証拠書類 23

以前の証明書 MPF-455143 から輸出証明書 MPF-455144 への変更は骨 1 箱 (60 ポンド) が削除されたことである。この変更は日本シイベル・ヘグナー株式会社の■■■■氏の要請によって行われた。彼は 2006 年 1 月 18 日にピアレス氏に電子メールを送り、「ここで討議した結果、全てを台無しにするかもしれない骨 1 箱は積まない方が良いと思いました。日本で円滑に税関を通れるよう、骨 1 箱についてはよろしければ出荷を止めてください。そうすれば当方の輸送業者 (三井商船) が緊急空輸を手配できます」と述べた。

証拠文書 28

この証明書は 865 ポンド/41 箱の製品に関するものであった。輸出許可申請書及び食肉及び食鳥輸出衛生証明書の双方とも番号は MPF-455144 で、以下の日本向け輸出製品を記載していた。:

- ホテルラック (7 片) 1 箱 - 合計 60 ポンド
- ホテルラックチョップ 4 箱 - 準備済み (7 片) - 合計 104.7 ポンド
- 骨無しリブアイ 1 箱 - 合計 17 ポンド
- トリムドロイン骨無し (1x1) 1 箱 - 合計 17 ポンド
- トリムドロイン (4x4) 2 箱 - 合計 38.6 ポンド
- ストリップロイン 1 箱 - 合計 14.9 ポンド

日本向け輸出調査報告書

- トップラウンド 1 箱 - 合計 19.2 ポンド
- 胸部骨無しフィンガーミート 6 箱 - 合計 298.6 ポンド
- プレート 2 箱 - 合計 54.6 ポンド
- フルテンダー 1 箱 - 合計 15.3 ポンド
- テンダーロイン 1 箱 - 合計 12.4 ポンド
- 胸腺 19 箱 - 合計 202.3 ポンド
- タン (舌) 1 箱 - 合計 10.4 ポンド

輸出証明申請書は「製品は日本向け EV プログラム条件に合致」という文章を含み、品質管理責任者のエリヴィラ・クーニャ女史が署名した。レターヘッド付き日本向け牛肉及び内臓輸出証明書は「日本へ輸出される牛肉は EV プログラムで記述された全ての必須条件を満足した」という文章を含み、PHV ケイス・ウィルスが署名した。

以下の製品は日本向け EV プログラム条件に合致しなかった。

- ホテルラック (7 片) 及び「トリムドロイン」(4x4) は製品からせき柱が除去されていなかったため、適格性を有していなかった。
- 「胸腺」及び「舌」については、これらの内臓製品は日本向け EV プログラム条件に合致していないため適格ではなかった。注記：ゴールデン社が EV 認定のために子牛の胸腺を分離し識別する手続きを稼働させていたとしても、21 頭の EV 認定済み子牛から取れる最大量は約 21 ポンドであった (1 頭の枝肉から約 1 ポンド)。証拠書類 26

AMS ARC 室長ジェームズ・リヴァ氏は、アトランティック社がゴールデン社から 21 頭の枝肉を受領し、それらは全て EV プログラムに合致していた場合でも、積荷証券 5140、5141 及び輸出証明書 MPF-455144 に記載されていた通りの重量分の内臓を得ることはできなかった、と述べた。

証拠書類 26 及び 27

日本向け輸出調査報告書

アトランティック社の解体管理者である、ヘクター・ロペス氏が2006年2月2日に述べたところによれば、彼の記憶では2006年1月18日付けの輸出証明書MPF-455144に基づく日本からの注文の全部を満たすためには、「J」とマークされた子牛の枝肉は5頭から8頭分しか用いていないとのことだった。ロペス氏は2006年1月12日にゴールドデン社から受け取った「J」のマークが捺された21頭の子牛の枝肉のうち、残りについては切り分けて他の顧客に販売したと述べた。証拠書類 38

2006年1月18日、アトランティック社は輸出証明書MPF-455144に記載した子牛肉製品を日本へ出荷した。証拠書類 29

日本からの注文に応じた問題の出荷物の目的地到達

2006年1月19日、子牛肉製品は日本に到着した。日本到着と同時に検査によって41箱のうち3箱が日本のEVプログラムにおいて米国から日本へ入国を禁止されているせき柱を含むことが明らかになった。

2006年1月20日、FSISは、日本は米国からの全ての牛肉製品の輸入を停止した旨の通知を受け取った。この決定は、日本がせき柱部分を含む3箱の製品（ホテルラック及びトリムドロイン）アトランティック社由来の子牛肉の輸出出荷品を受領し、それらがEVプログラム条件に違反していた結果である。

出荷品には日本向けEVプログラム条件に合致しない子牛の胸腺及び舌も含まれていた。証拠書類 30

日本向け輸出調査報告書

調査事実

- ゴールデン社の EV プログラムは、子牛の内臓の摘出、解体、出荷、輸出に関して規定が無かった。そのため、これらの内臓製品は EV 認定適格性を有していなかった。
- ゴールデン社は、とさつ時に EV プログラムによる証明のために子牛の内臓製品を分別・識別してはいなかった。
- ゴールデン社は、全ての製品が日本向け EV プログラム条件に合致したことを示す出荷申告書を添付した 2 枚の積荷証券を付して、日本向け EV プログラム条件に合致する 21 頭の枝肉及びその他条件に合致しない 14 の子牛肉製品を出荷した。
- AMS 職員のレーン・ビドル、ダレル・ウィルソン、ジェームズ・リヴァは、フィッシャー氏に対して製品が日本向けの EV プログラム条件に合致するか否かに関係無く、全ての子牛枝肉の出荷品の識別のために出荷申告書が必要であるとは、話していないと述べた。
- アトランティック社の日別生産記録(EV)は、子牛の胸腺及び舌を含む様々な子牛肉製品を含んでおり、未認定で EV 認定条件に合致していなかった。
- アトランティック社の QSA プログラムに従えば、全ての EV 製品は「7」と識別される。アトランティック社の日別生産記録(EV)に、未認定だが「7」のコードで始まる子牛肉製品が含まれていた。
- 実際にはホテルラック (7 片)、ロイン、子牛胸腺及び舌は日本向け EV プログラム条件に合致しないが、アトランティック社の輸出証明書一式 MPF-455144 は、「製品は日本向け EV プログラム条件に合致」という文面を含んでいた。
- アトランティック社は、202.3 ポンドの胸腺を輸出した。1 頭の子牛当たりで取れる胸腺は約 1 ポンドで、21 頭の子牛の枝肉のみが EV 認定されたことからすれば最大でも胸腺の重量は約 21 ポンドのはずである。無認定の胸腺約 181.3 ポンドは、21 頭の EV 認定済み枝肉から生産されることはない。
- ゴールデン社の記録では、EV プログラムの下で供給された製品は日本向け輸出条件に合致していなかった。
- アトランティック社の記録では日本へ輸出された子牛部分肉及び内臓は日本向け輸出の EV プログラム条件に合致していなかった。

日本向け輸出調査報告書

次のステップ

2006年1月24日、USDA監察官室 (OIG)は事案発生覚書 (COM) , HY-24381を発表した。

FSIS OPEERはOIGに対して本調査報告書を提出する。また要請があれば、本件の更なる調査において、また適当な検察当局の管轄の何らかの訴訟を起こす場合においてはOIGを支援することとしたい。